

# 鹿沼市 消防団員のしおり



## 鹿沼市消防本部

平成30年4月作成

# 目 次

<b>I 消防団の概要</b> .....	- 1 -
1 消防は市町村の事務 .....	- 1 -
2 消防団の設置 .....	- 1 -
3 消防団の任務 .....	- 1 -
4 消防団の特性 .....	- 2 -
<b>II 消防団員の服務</b> .....	- 2 -
1 消防団員の身分 .....	- 2 -
2 消防団員の服務 .....	- 3 -
3 消防団員の権限 .....	- 5 -
<b>III 消防団の組織</b> .....	- 6 -
1 分団の名称等 .....	- 6 -
2 消防団員定数 .....	- 8 -
3 消防団員の階級 .....	- 9 -
4 消防団事業計画 .....	- 10 -
5 災害情報メール配信システム.....	- 10 -
<b>IV 消防団員の処遇</b> .....	- 10 -
1 消防団員報酬等 .....	- 10 -
2 公務災害補償 .....	- 11 -
3 退職報償金.....	- 13 -
4 自動車等損害見舞金支給事業.....	- 13 -
5 消防表彰等.....	- 14 -
6 消防団員のための福利厚生事業.....	- 15 -
<b>V 消防団の活性化対策</b> .....	- 19 -
1 消防団充実強化ビジョン.....	- 19 -
2 消防団協力事業所表示制度 .....	- 19 -
3 消防団サポート店事業.....	- 19 -
4 消防団員加入促進キャンペーン .....	- 20 -
5 消防団等充実強化法 .....	- 20 -

# I 消防団の概要

## 1 消防は市町村の事務

消防は市町村の事務とされており、消防機関として消防本部、消防署、消防団のうち全部又は一部を設けなければならないこととされています。(消防組織法第9条)

ほとんどの市町村は、消防本部及び消防署（これらを「常備消防」という。）と消防団が併存する消防体制をとっています。

## 2 消防団の設置

消防団は、消防組織法第18条第1項の規定により、条例に基づいて設置されます。本市では、次のとおり設置及び名称等が次のとおり定められています。(鹿沼市消防団の設置に関する条例第2条)

名称：鹿沼市消防団

位置：鹿沼市上殿町520番地1

区域：鹿沼市全域

## 3 消防団の任務

消防は、火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動さらには事故災害における救助、救出活動など、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を行います。

消防団の代表的な業務は次のとおりです。(消防力の整備指針第36条)

- ① 火災の鎮圧に関する業務
- ② 火災の予防、警戒に関する業務
- ③ 救助に関する業務
- ④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- ⑤ 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- ⑥ 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- ⑦ 消防団の庶務の処理等の業務
- ⑧ その他、地域の事情に応じて、特に必要とされる業務

## 4 消防団の特性

消防団の特性は、地域密着性（消防団員は、区域内に居住又は勤務していることから、地域の人々や事情に通じている。）、要員動員力（多数の団員の動員が可能なこと）、即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術や知識を習得している。）とされており、これらの特性を生かして、様々な災害に対して、地域防災の中核として活動しています。



## II 消防団員の服務

### 1 消防団員の身分

#### (1) 非常勤特別職の地方公務員

消防団員は、それぞれ職業を持つかわら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されています。（地方公務員法第3条第3項）

なお、消防団員には、市町村の条例に基づいて、報酬や出動手当てが支給されます。

#### (2) 消防団員の要件

##### ア 消防団長

消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。消防団長は、消防団の推薦に基づき、市長が任命します。（鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例第3条第1項）

##### イ 消防団員

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事します。消防団長以外の消防団員は、次のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命します。（同条例第3条第1項）

- ① 本市の区域内に居住し、又は勤務する者（団長が特に必要と認める場合は除く。）
- ② 年齢18歳以上の者
- ③ 志操堅固で、かつ、身体強健な者

#### ウ 支援団員

消防団員のうち支援団員の要件は、次のいずれにも該当する者となります。（同条例第3条第2項）

- ① 所属する分団の管轄区域内に居住し、かつ、直ちに出動できる者
- ② 年齢18歳以上65歳以下の者
- ③ 団員としての経験を有する者
- ④ 志操堅固で、かつ、身体強健な者

#### エ 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、団員となることはできません。（同条例第4条）

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 免職処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

## 2 消防団員の服務

### （1）遵守事項

消防団員は、消防業務を遂行する場合には、次の事項を遵守しなければなりません。（鹿沼市消防団の組織等に関する規則第15条）

- ① 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身をていしてこれに当たる心構えを持つこと。
- ② 規律を厳守し、上司の指揮命令の下に上下一体事に当たること。
- ③ 上下同僚間は、互に敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言動を慎しむこと。
- ④ 職務に関し金品の寄贈若しくは供応接待を受け、又は請求しないこと。
- ⑤ 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募集し、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- ⑥ 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用しないこと。
- ⑦ 貸与品その他の備品は、大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、若しくは他人に貸与しないこと。

- ⑧ 消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

## (2) 秘密を守る義務

消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけません。その職を退いた後も、同様となります。(鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例第10条)

## (3) 出 動

消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事することになります。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければなりません。(同条例第8条)

## (4) 出勤の際の厳守事項

災害等の現場に出動するとき、又は引き返すときは、次の事項を厳守しなければなりません。(同規則第16条)

- ① 出勤は、別に定める出勤計画に基づくほか、特に命ぜられた場合以外は原則として出勤しないこと。
- ② 消防車が出動するときは、交通法規の定めに従い正当な交通を維持するため、サレンを用いること。
- ③ 後続車は、一列縦隊で安全な距離を保って走行し、みだりに先行車を追い越さないこと。
- ④ 消防車には、団員及び消防職員以外は乗車させないこと。

## (5) 管轄区域外出動

消防長の許可を受けないで管轄区域(市域)外の水火災現場に出動することはできません。ただし、管轄区域を確認できない場合の出勤については、この限りではありません。(同規則第17条)

## (6) 分 限

団長は、団員が次のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降任し、又は免職することができます。(同条例第5条)

- ① 勤務実績が良くない場合
- ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ③ 団員に必要な適格性を欠く場合
- ④ 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

## (7) 懲戒

団長は、団員が次のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができます。(同条例第6条)

- ① 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ③ 団員としてふさわしくない非行があったとき

## 3 消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

### (1) 立入検査

消防長又は消防署長は、火災予防のために特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査又は関係者に対する質問をさせることができます。(消防法第4条の2第1項)

### (2) 情報提供

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができます。(消防法第25条第3項)

### (3) 優先通行権及び緊急通行権

#### ア 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。(消防法第26条第1項)

#### イ 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空き地等を通行することができます。(消防法第27条)

### (4) 消防警戒区域の設定

火災現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じたり、その区域の出入りの禁止、制限をすることができます。(消防法第28条第1項)

### (5) 緊急措置権

ア 消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分し、又は使用を制限することができます。(消防法第29条第1項)

イ 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)

## Ⅲ 消防団の組織

### 1 分団の名称等

名 称	部班名	位 置	管轄区域
本部		上殿町	鹿沼市全域
	女性部	上殿町	鹿沼市全域
第1分団 (鹿沼)	第1部	戸張町	御成橋町1・2丁目、泉町、睦町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、文化橋町、上田町、坂田山1・2・3・4丁目
	第2部	上野町	上野町、府所町、府中町、府所本町、貝島町
	第3部	万町	下材木町、寺町、蓬莱町、鳥居跡町、万町、朝日町、末広町、東末広町、中田町、下田町1・2丁目
	第4部	西鹿沼町	久保町、銀座1・2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下横町、三幸町、西鹿沼町、日吉町、花岡町
第2分団 (菊沢)	第1部	玉田町	玉田町
	第2部	見野	見野、下遠部、富岡
	第3部	武子	武子、古賀志町
	第4部	仁神堂町	下武子町、高谷、仁神堂町、栃窪
	第5部	千渡	千渡
第3分団 (北押原)	第1部	村井町	村井町
	第2部	上殿町	上殿町
	第3部	縦山町	縦山町、日光奈良部町
	第4部	塩山町	塩山町、奈佐原町
	第5部	下奈良部町	下奈良部町、上奈良部町、みなみ町

名 称	部班名	位 置	管轄区域
第4分団 (北大飼、 東部台)	第1部	上石川	上石川、下石川、流通センター
	第2部	池ノ森	池ノ森
	第3部	深津	白桑田、深津、さつき町、松原町1・2・3・4丁目
	第4部	茂呂	茂呂
	第5部	栄町1丁目	東町1・2・3丁目、晃望台、幸町1・2丁目、緑町1・2・3丁目、西茂呂1・2・3・4丁目、栄町1・2・3丁目
第5分団 (東大芦)	第1部	酒野谷	酒野谷、下日向
	第2部	上日向	上日向、深岩
	第3部	下沢	笹原田、下沢
	第4部	引田	引田
第6分団 (加蘇)	第1部	加園	野尻、加園の一部
	第2部	加園	加園の一部
	第3部	上久我	下久我、上久我
第7分団 (西大芦)	第1部第1班	上大久保	下大久保、上大久保、草久の一部
	第1部第2班	草久	下大久保、上大久保、草久の一部
	第2部第1班	草久	草久の一部
	第2部第2班	草久	草久の一部
第8分団 (板荷)	第1部	板荷	板荷の一部
	第2部	板荷	板荷の一部
	第3部	板荷	板荷の一部
	第4部	板荷	板荷の一部
第9分団 (南摩)	第1部	油田町	佐目町、油田町、下南摩町、
	第2部	西沢町	西沢町
	第3部	上南摩町	上南摩町、旭が丘
第10分団 (南押原)	第1部	楡木町	楡木町
	第2部	磯町	磯町、野沢町
	第3部	北赤塚町	亀和田町、北赤塚町
	第4部	藤江町	藤江町、南上野町、大和田町
第11分団 (栗野)	第1部	口栗野	口栗野、柏木
	第2部	口栗野	口栗野、柏木
	第3部	中栗野	中栗野
	第4部第1班	入栗野	入栗野の一部

名 称	部班名	位 置	管轄区域
第11分団 (栗野)	第4部第2班	入栗野	入栗野の一部
第12分団 (粕尾)	第1部	下粕尾	下粕尾
	第2部	中粕尾	中粕尾の一部
	第3部	中粕尾	中粕尾の一部
	第4部第1班	上粕尾	中粕尾の一部、上粕尾の一部
	第4部第2班	上粕尾	上粕尾の一部
第13分団 (永野)	第1部	下永野	下永野
	第2部第1班	上永野	上永野の一部
	第2部第2班	上永野	上永野の一部
第14分団 (清洲)	第1部	深程	深程
	第2部	久野	久野
	第3部	北半田	北半田

## 2 消防団員定数

階級 所属	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員 (支援団員)	計
	本部	1	3	7		1	2	12 (0)
第1分団			1	1	4	8	40 (10)	54
第2分団			1	1	5	10	50 (10)	67
第3分団			1	1	5	10	50 (10)	67
第4分団			1	1	6	12	55 (10)	75
第5分団			1	1	4	8	42 (10)	56
第6分団			1	1	3	6	37 (10)	48
第7分団			1	1	2	4	40 (10)	48
第8分団			1	1	4	8	40 (10)	54
第9分団			1	1	3	6	37 (10)	48
第10分団			1	1	4	8	42 (10)	56
第11分団			1	1	4	8	52 (10)	66
第12分団			1	1	4	8	50 (10)	64
第13分団			1	1	3	6	41 (10)	52
第14分団			1	1	2	4	46 (10)	54
計	1	3	21	14	54	108	634 (140)	835

### 3 消防団員の階級

消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（支援団員を含む。）となります。（鹿沼市消防団の組織等に関する規則第3条）

団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は2年となり、再任することもできます。なお、各階級にある者に欠員を生じた場合、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間となります。（同規則第9条）

消 防 団 員			
階級章 金属(差込式・ピン式) 布(マジック式) 樹脂製	制帽周章	略帽周章	制服袖章
団 長			
副 団 長			
分 団 長			
副 分 団 長			
部 長			
班 長			
団 員			

#### 4 消防団事業計画

消防団事業を円滑に実施するため、毎年度事業計画を作成しています。

月	事業名	会場
4月	辞令交付式、初任教育	消防本部
4～5月	ポンプ取扱研修会	各会場
6月	幹部教育、幹部視察研修	消防本部、視察地
8月	夏期消防訓練、ポンプ操法競技会	各会場、消防本部
10～11月	分団通常点検	各会場
11月	秋の全国火災予防運動	
1月	消防出初式	文化センター他
3月	春の全国火災予防運動	

※ 平成30年度の事業計画を基に作成しています。

#### 5 災害情報メール配信システム

災害発生時における災害情報や消防団員の招集、各種気象警報等に関する情報は、電子メールで配信されます。災害情報メール配信システムに携帯電話等のメールアドレスを登録する手続きが必要となります。(消防団員用の登録方法は、部外秘密扱いです。)

### IV 消防団員の処遇

#### 1 消防団員報酬等

##### (1) 消防団員報酬

消防団員には、階級に応じて次に掲げる報酬が支給されます。



階級	報酬年額	階級	報酬年額
団長	213,000円	部長	63,000円
副団長	150,000円	班長	50,000円
分団長	105,000円	団員	46,000円
副分団長	77,000円	支援団員	5,000円

また、機関員として自動車等の運転若しくは整備に従事する消防団員、警鐘員として警鐘・サイレンの打吹鳴に従事する消防団員に対しては、次に掲げる報酬が支給されます。

区分		報酬年額
機関員	自動車	11,000円
	小型搬送車	5,400円
警鐘員		2,200円

## (2) 出動手当等

消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用が弁償されます。

区 分	金 額
出動手当	1 回 2,000 円
訓練手当	1 回 2,000 円
警戒手当	1 回 2,000 円
夜警手当	1 回 2,000 円

## (3) 旅費の支給

消防団長又は消防団員が公務のため県外に旅行した場合には、費用弁償として鹿沼市職員の旅費に関する条例に基づいた額が支給されます。

階 級	支給区分
団長、副団長	6 級以上の職務にある者相当額
分団長、副分団長、部長、班長、団員	5 級以下の職務にある者相当額

## 2 公務災害補償

消防団員が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が被災した消防団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、被災した団員の社会復帰の促進、遺族の救援等を図るものです。

なお、この場合の「公務上の災害」とは、消防団員が消火や訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害をいいます。

### (1) 損害補償の種類と概要

公務上の災害によって生じた損害の補てんを目的とした基本的給付であり、損害補償の種類及びその概要は次のとおりです。

#### ① 療養補償

負傷したり疾病にかかった場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等の必要な治療を行い、又は必要な療養の費用を支給します。

#### ② 休業補償

負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養のため勤務や業務に従事することができず、給与や業務上の収入が得られなかったときに支給します。

#### ③ 傷病補償年金

負傷したり疾病にかかったりした場合に、療養の開始後 1 年 6 か月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級に該当するときに、年金を支給します。

#### ④ 障害補償

負傷したり疾病にかかったりした場合で、その傷病は治ったが一定の障害が残ったときに、障害等級第1～7号までの者には年金として、障害等級第8～14級までのものには一時金として支給します。

#### ⑤ 介護補償

傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の傷害補償年金を受給する原因となった障害のうち、特定の障害により、常時又は随時介護を要する状態にある者が、介護を受けたために費用を支出したときにその費用を支給します。なお、親族等から介護を受けたときには定額を支給します。

#### ⑥ 遺族補償

団員等が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給します。

#### ⑦ 葬祭補償

団員等の死亡に際して、遺族等が葬祭を行った場合に、その者に対して支給します。

### (2) 福祉事業の種類と概要

福祉事業は、公務上の災害を受けた団員又はその遺族の福祉を増進するため、法的義務として行う損害補償を補完する付加的給付であり、消防基金が市町村等に代わって行うものです。

福祉事業の種類には、外科後処置、補装具、リハビリテーション、旅行費、アフターケア、休業救援金、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業、奨学援護金、就労援護金、傷病特別支給金、傷病特別給付金、障害特別支給金、障害特別援護金、障害特別給付金、遺族特別給付金、遺族特別救護金、遺族特別給付金、長期家族介護者救護金があります。

### (3) 公務災害発生時の連絡

公務災害が発生した場合は、速やかに上司に報告するとともに、報告を受けた分団長等は消防本部へその内容を連絡してください。消防本部では、災害発生速報を作成し、公務上外の認定について消防団員等公務災害補償等共済基金と協議を行います。

「消防団員等災害発生速報」の主な項目

- ・被災された団員の所属、階級、氏名、性別、生年月日、職業
- ・傷病名
- ・発生日時、場所
- ・発生時の状況

### 3 退職報償金

消防団員が退職した場合は、本人（死亡による退職の場合は、その遺族）に退職報償金が支給されます。

退職報償金支給額（平成29年度）

（単位：千円）

階 級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

### 4 自動車等損害見舞金支給事業

消防団の災害活動において、消防団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を給付することで、消防団員の経済的負担を軽減し、消防団員の活動環境の整備等を図るものです。

#### （1）自家用車の範囲

- ① 団員が所有する自動車等（自動車及び原動機付自動車）
- ② 団員と生計を同一にしている親族の所有する自動車等
- ③ 団員又は生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人の所有する自動車等
- ④ 団員と生計を同一にしている親族又は生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人が割賦販売等で購入した自動車で、その所有権が売主に留保されているもの
- ⑤ 団員と生計を同一にしている親族又は生計を同一にしている親族が取締役等をしている法人が譲渡により担保の目的とした自動車で、その所有権が担保権者にあるもの

#### （2）見舞金の対象となる損害の範囲

- ① 災害発生時又は災害発生のおそれがあるときに、緊急に自家用車を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上若しくは駐車中に生じた損害
- ② 平常時において、やむを得ず自家用車を消防団活動に直接使用し、又は使用させた場合において、その活動中に生じた損害（消防団の活動場所への単なる移動手段として使用する場合を除く。）

### (3) 見舞金の適用除外

- ① 損害が故意又は重大な過失による場合
- ② 団員の故意によって生じた損害
- ③ 無免許運転、酒気帯び運転等をしている際に生じた損害
- ④ 団員の運転により人（自動者等の運転手及び同乗者を除く。）を死傷させた事故により生じた損害
- ⑤ 事故により刑事訴追を受ける場合の損害
- ⑥ 消防団活動に必要な合理的な経路又は場所以外で生じた損害

### (4) 見舞金の額

次に掲げる修理費の額（3万円以上の額とし、損害を受けた自動車に替えて新たに購入する場合は、その購入費用の額と修理費の額のいずれか少ない額とする。）に応じて下の表に掲げる見舞金の額が支給されます。

修理費の額	見舞金の額	修理費の額	見舞金の額
100,000円以上	100,000円	60,000～64,999円	60,000円
95,000～99,999円	95,000円	55,000～59,999円	55,000円
90,000～94,999円	90,000円	50,000～54,999円	50,000円
85,000～89,999円	85,000円	45,000～49,999円	45,000円
80,000～84,999円	80,000円	40,000～44,999円	40,000円
75,000～79,999円	75,000円	35,000～39,999円	35,000円
70,000～74,999円	70,000円	30,000～34,999円	30,000円
65,000～69,999円	65,000円		

なお、見舞金を受けることができる団員が死亡し、まだその者に支給していない見舞金があるときは、その者の遺族に見舞金が支給されます。

### (5) 申請手続

見舞金を受けようとする団員は、見舞金の申請書を消防本部を經由して消防基金に提出します。申請書には、修理費の額を証明する領収書、修理等の内容がわかる請求書又は見積書、破損箇所が確認できる写真等の3点を添付する必要があります。

必ず、事前（修理を行う前）に消防本部へご相談ください。

## 5 消防表彰等

消防団員の労苦に感謝し功労に報いる意味で、国や自治体、日本消防協会などで各種の表彰を行っています。

## 6 消防団員のための福利厚生事業

### (1) 福祉共済事業

消防団員等の福利厚生のための相互扶助による共済制度で、本市では公費負担により全ての消防団員が加入しています。

少ない掛金（年 3,000 円）で、日常生活上の疾病、事故による給付はもとより、特に公務上での死亡、重度障害に手厚い給付となっています。

#### ア 福祉共済制度の給付内容（平成 30 年度）

区 分	事 由	給 付 内 容		金額（円）	
死 亡	公 務	遺族援護金		1,000,000	
		弔 慰 金		23,000,000	
		弔慰救済金	1 号	10,000,000	
			2 号	7,000,000	
			3 号	5,000,000	
	保育援護金（1 人）		250,000		
公務外	遺族援護金		1,000,000		
重度障害	公 務	重度障害見舞金		23,000,000	
		見舞金	1 号	6,000,000	
			2 号	4,500,000	
			3 号	2,500,000	
		保育援護金（1 人）		250,000	
	公務外	生活援護金		1,000,000	
障 害	公 務	見舞金	3～6 級	1 号	750,000
				2 号	750,000
			3 号	500,000	
		7～9 級	1 号	500,000	
			2 号	500,000	
			3 号	400,000	
	公務外	障害見舞金	3 級、4 級		500,000
			5 級、6 級		300,000
			7 級、8 級		180,000
障 害	公務外	障害見舞金	9 級、10 級		90,000
			11 級、12 級		60,000
入 院	公務・公務外	入院見舞金（120 日限度） 7 日以上で 1 日あたり		1,500	

#### イ 共済金等を支払わない場合

加入者の故意又は重大な過失、違法行為、自殺又は自殺未遂、精神障害又は飲酒を原因とする事故等によるとき

#### (2) 消防互助年金事業

消防団員・職員等の豊かな老後の生活と福祉の向上を確保するため、団員等の自助努力と助け合い精神を基調とした積み立て方式の互助年金事業となっています。

消防互助年金には、「税制適格コース」と「自由選択コース」の2つのコースがあり、半年払5口（3万円）から申し込むことができます。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。(http://www.nissho.or.jp)

#### (3) 火災共済事業

生活協同組合「全日本消防人共済会」では、消防団員・職員の相互扶助の精神に基づいて、火災共済事業を行っています。わずかな掛金で高い保障が得られ、万一災害を受けた場合には、迅速に共済金の支払いが受けられる共済制度です。

#### ア 共済の種類

- ・B型火災共済（団体加入）は、共済掛金を5口500円とし、75万円の共済金を補償します。（25口まで。出資金は2口200円。）
- ・C型火災共済（個人加入）は、共済掛金を1口100円とし、15万円の共済金を補償します。（200口まで。出資金は10口1,000円）

#### イ 共済の対象

火災、落雷、破裂又は爆発、風災、水災、雪害、車両の飛び込み、航空機墜落等により建物又は動産の損害

#### ウ 申し込み方法等

本市消防団は、B型火災共済に団員1人当たり5口500円で一括加入していますので、共済の対象となる場合は消防本部までご連絡ください。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。(http://www.nissho.or.jp)

#### (4) 消防団互助会

消防団員で組織した消防団互助会は、会員相互の親睦融和を図り、本市消防団の円滑なる発展を目的に各種事業を行っています。給付事業の対象になる場合は、(分団長等を経由し)速やかに消防本部へご連絡ください。

## ア 給付事業

### ① 弔慰金

- ・会員が死亡した場合、香料2万円及び生花1基とする。
- ・会員の配偶者及び1親等の親族が死亡した場合、香料1万円及び生花1基とする。
- ※「1親等の親族」の範囲は、会員の実父母（同居の有無は問わない）、会員と同居する義父母、会員の子とする。

### ② 見舞金

- ・会員が公務により負傷した場合は、1万円とする。
- ・会員が不慮の事故による負傷又は疾病により、7日以上入院した場合は、5千円とする。
- ・会員の居住する住宅が不慮の災害により、全損した場合は3万円、半損（床上浸水を含む。）した場合は1万5千円、小損（床下浸水を含む。）した場合は6千円とする。
- ・会員の所有する自家用車が不慮の災害により損害を受けた場合、公務では5,000円、公務外では3,000円とする。

### ③ 結婚祝い

- ・会員が結婚した場合は、祝電とする。

### ④ 研修補助金

- ・会員が宿泊研修を受ける場合は、1泊1万円とする。
- ・会員が日帰り研修を受ける場合は、5千円とする。

## イ 役員及び会議

- ・会長は団長、副会長は副団長、理事は正副分団長とする。
- ・互助会の会議は役員会とし、必要に応じて会長が召集する。

## ウ 会費

会員の年報酬の100分の5とする。

### (5) 消防団幹部互助会

消防団幹部（副分団長以上）を対象にした申し合わせ事項として、次のとおり給付事業等を行っています。対象になる場合は、速やかに消防本部へご連絡ください。

## ア 給付事業

### ① 弔慰金

- ・会員の配偶者、実の父母子、及び同居する父母子が死亡した場合、会員1人当たり1千円とする。会員が死亡した場合は、別途協議する。

### ② 見舞金

・会員が7日以上入院した場合は、会員1人当たり1千円とする。

③ 退職記念品

・副分団長以上の在職年数により、1年につき7千円とする。ただし、上限額を3万5千円とする。

④ その他

・弔慰金及び見舞金については、消防職員幹部（司令以上）にも適用する。

イ 会 費

半期毎に、5千円とする。

（6）消防協会等

ア 日本消防協会

日本消防協会は、会員の福祉厚生、消防諸施設の改善・充実、消防知識技能の向上と消防活動の強化等を図るとともに、消防思想を普及徹底することを目的に、各種の事業を行っています。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。（<http://www.nissho.or.jp>）

イ 栃木県消防協会

栃木県消防協会は、水・火災の予防思想を普及徹底し、水・火災予防施設の改善や災害防ぎょ活動の強化を図り、もって社会の災害を防止し、人類共同の福祉の増進に寄与することを目的として、各種の事業を行っています。詳しい内容は、ホームページをご覧ください。（<http://www.tochisyobokyo.sakura.ne.jp>）

ウ 栃木県消防学校

栃木県消防学校は、消防組織法第51条に基づき、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行うために、栃木県が設置したものです。詳しい内容は、ホームページをご覧ください。（<http://www.pref.tochigi.lg.jp>）

エ 消防団員等公務災害補償等共済基金（消防基金）

消防基金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第14条に基づき、消防団員等の公務災害補償や退職報償金の的確な支払と福祉事業等を行うことによつて、消防活動等に係る環境を整備することに目的に設置されています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。（<http://www.syouboukikin.jp>）

## V 消防団の活性化対策

### 1 消防団充実強化ビジョン

消防団員は、地域防災の中核として積極的な活動に取り組んでいますが、消防団員の確保や組織の再編等の課題を抱えております。このような課題を解決するため、本市の特徴や実情、市民ニーズに対応し、消防団員の活動しやすい環境整備と社会的な地位向上を図ることを目指して、平成25年3月に消防団充実強化ビジョンを策定しました。

#### 鹿沼市消防団の目指すべき将来像

「地域の笑顔をつなぐ 鹿沼市消防団」

### 2 消防団協力事業所表示制度

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができます。

協力事業所一覧及び詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



消防団協力事業所表示証



栃木県認定協力事業所表示証

### 3 学生消防団活動認証制度

在団している大学生や専門学校生等が、消防団員として真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ貢献をした功績について、市長がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とした制度です。

### 4 鹿沼市消防団サポート店事業

消防団員を確保し、魅力ある消防団作りの一環として、消防団員とその家族に対して割引などの一定の優遇措置を事業所に提供してもらう制度です。

消防団員やその家族が、サポート店でサポートカードを提示すれば、サポート店が定めた優遇措置を受けることができます。また、その全国拡大版が全国消防団応援の店で

す。消防団員であれば下記表示証の店舗で優遇措置を受けることができます。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

(<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0232/genre2-0-001.html>)



消防団サポートカード



消防団サポート店表示証



消防団応援の店表示証

## 5 消防団員加入促進キャンペーン

毎年3月は退団者が多いことから、総務省消防庁及び日本消防協会は全国の都道府県、市町村、消防本部等と連携して、1月から3月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間として全国的な広報活動などを実施しています。



消太

全国消防イメージキャラクター



平成29年度キャンペーンポスター  
(女性消防団員 ver)

## 7 消防団等充実強化法

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、地域防災力の充実強化のために、消防団への加入促進、事業者の協力、消防団員の処遇や装備、教育訓練の改善等が規定されました。

## 8 鹿沼市消防団PR動画

鹿沼市消防団を紹介したPR動画です。「鹿沼地区編」「栗野地区編」「女性部編」と「ダイジェスト版」の4編があり、Youtubeで絶賛配信中です。

## 参 考 資 料

消防組織法（抜粋）

（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）

（消防の任務）

第 1 条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

（市町村の消防に関する責任）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第 8 条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

（消防本部及び消防署）

第 10 条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防長）

第 12 条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

（消防署長）

第 13 条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

（消防職員の職務）

第 14 条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防団）

第 18 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

（消防団員）

第 19 条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団長）

第 20 条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

（消防団員の職務）

第 21 条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防団員の任命）

第 22 条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

（消防団員の身分取扱い等）

第 23 条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第 24 条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（非常勤消防団員に対する退職報償金）

第 25 条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

（市町村の消防の相互の応援）

第 39 条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

（消防、警察及び関係機関の相互協力等）

第 42 条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係りのある警

察の指揮は、消防が行う。

(消防学校等)

第 51 条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第 52 条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ○消防法 (抜粋)

(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(消防団の立入検査)

第 4 条の 2 消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員(消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。)に前条第一項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

2 (省略)

(火災発見者の通報義務)

第 24 条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(応急消火等及びその協力の義務等)

第 25 条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防

止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

(出動消防車の優先通行、サイレンの使用等)

第 26 条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

2 消防車の優先通行については、道路交通法第 40 条、第 41 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 75 条の 6 第 2 項の定めるところによる。

3 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。

4 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

(消防隊の緊急通行権)

第 27 条 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(消防警戒区域)

第 28 条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

(消火活動における消防長等の緊急措置等)

第 29 条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要

があるときは、前 2 項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

(給水維持のための緊急措置権等)

第 30 条 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

(災害補償)

第 36 条の 3 第 25 条第 2 項(第 36 条第 7 項において準用する場合を含む。)又は第 29 条第 5 項(第 30 条の 2 及び第 36 条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第 35 条の 10 第 1 項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 (省略)

#### ○鹿沼市消防団の設置に関する条例

(昭和 43 年 10 月 26 日条例第 25 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置及び名称)

第 2 条 本市の消防事務を処理するため、次のとおり消防団を設置する。

名称	位置	区域
鹿沼市消防団	鹿沼市上殿町 520 番地 1	鹿沼市全域

附 則 (省略)

○鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(昭和 43 年 10 月 26 日条例第 26 号)

(通則)

第 1 条 非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第 2 条 団員の定員は、835 人とする。

(任命)

第 3 条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、その他の団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 本市の区域内に居住し、又は勤務する者その他消防団の活動を適切に行うことができる者であって特に任命する必要あると団長が認めるもの

(2) 年齢 18 歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 前項の規定にかかわらず、支援団員の要件は、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

(1) 所属する分団の管轄区域内に居住し、かつ、直ちに出勤できる者

(2) 年齢 18 歳以上 65 歳以下の者

(3) 団員としての経験を有する者

(4) 前項第 3 号に掲げる者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保護人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第 6 条の規定により免職処分を受け当該処分の日から 2 年を経過しない者

(4) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 5 条 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 団員(支援団員を除く。)にあつては、第 3 条第 1 項第 1 号に該当しないこととなったとき。

(2) 支援団員にあつては、第 3 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当しないこととなったとき

(3) 前条各号(第 3 号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(懲戒)

第6条 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(分限及び懲戒の手続)

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(出勤)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

(服務)

第9条 団長又は団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長にその旨を届け出なければならない。ただし、特別の事情のない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(秘密を守る義務)

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(集団的行動の禁止)

第11条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、次により報酬を支給する。

団長 年額 213,000円

副団長 年額 150,000円

分団長 年額 105,000円

副分団長 年額 77,000円

部長 年額 63,000円

班長 年額 50,000円

団員 年額 46,000円

(支援団員 年額 5,000円)

2 機関員として自動車等の運転若しくは整備に従事する団員又は警鐘員として警鐘・サイレンの打吹鳴に従事する団員に対しては、前項の報酬のほか、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 機関員 自動車 年額 11,000円

小型搬送車 年額 5,400円

(2) 警鐘員 年額 2,200円

(費用弁償)

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用を弁償する。

出勤手当 1回 2,000円

訓練手当 1回 2,000円

警戒手当 1回 2,000円

夜警手当 1回 2,000円

2 前項に定めるもののほか、団長又は団員が公務のため市外に旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。ただし、日当については、栃木県外に旅行した場合に限り支給するものとする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、栃木県内(本市の区域を除く。)に宿泊を伴う旅行をした場合には、次項の規定による日当定額の2分の1に相当する額を支給する。

4 第2項本文の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 団長及び副団長 鹿沼市職員の旅費に関する条例(昭和45年鹿沼市条例第32号。以下「旅費条例」という。)に定める6級以上の職務にある者相当額

(2) 分団長、副分団長、部長、班長及び団員 旅費条例に定める5級以下の職務にある者相当額(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第31号)による。(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合には、栃木県市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第32号)により、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (省略)

○鹿沼市消防団の組織等に関する規則

(昭和44年11月1日規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項並びに鹿沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和43年鹿沼市条例第26号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、鹿沼市消防団(以下「消防団」という。)の組織及び消防団員(以下「団員」という。)の階級その他消防団の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に本部及び分団を置く。

2 本部に、必要に応じて部を置くことができる。

3 分団に部及び班を置く。

4 本部及び分団の名称、位置並びに管轄区域並びに部班の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

5 団員の定員の配置は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が定める複数の分団における団員の定数に係る総数の範囲内において、団員の定数を増減させることができるものとする。

(階級)

第3条 団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員(支援団員を含む。第6条及び第8条において同じ。)とする。

(本部)

第4条 本部に団長、副団長及び分団長を置く。

2 団長は、消防団の事務を総括し、団員を指揮監督する。

3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によりその職務を行うことができない場合を除いては、団員の任免を行うことができない。

4 分団長は、上司の命を受けて職務に従事する。

5 第6条第1項(部に係る部分に限る。)、第4項及び第5項の規定は、第2条第2項の規定により本部に置かれた部について準用する。

(本部の事務)

第5条 本部は、次の事務を処理する。

- (1) 団員の身分に関すること。
- (2) 団員の公務災害補償に関すること。
- (3) 団員の退職報償金に関すること。
- (4) 団員の表彰に関すること。
- (5) 消防団の諸計画に関すること。
- (6) 会計及び経理に関すること。
- (7) 設備、資材その他物品の管理に関すること。
- (8) 教養訓練に関すること。
- (9) 報告、通報及び連絡に関すること。
- (10) その他必要事項に関すること。

(分団及び部)

第6条 分団に分団長、副分団長、部に部長、班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所属団員を指揮する。

5 団員は、上司の指揮監督を受けて職務に従事する。

(団長等の任命方法)

第7条 団長は、副団長、分団長及び副分団長の総意によって推薦された者を、市長が任命する。

第8条 副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員は、次の各号の推薦に基づき、市長の承認を得て、団長が任命する。

(1) 副団長及び本部分団長は、分団長及び副分団長が推薦した者

(2) 分団長及び副分団長は、部長及び班長が推薦した者

(3) 部長は、班長及び団員が推薦した者

(4) 班長は、団員が推薦した者

(5) 団員は、部長以上の者が推薦した者

2 団員を推薦する場合は、様式第1号による内申書を分団長を経て、団長に提出しなければならない。

3 分団長は、前項の内申書の提出を受けたときは、その欠格条項を審査し、意見を付して、団長に提出しなければならない。

(団長等の任期)

第9条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 前項の階級にある者に欠員を生じた場合、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 削除

第11条 削除

(宣誓)

第12条 団員は、その任命後、様式第2号による宣誓書に署名しなければならない。

(辞職)

第13条 団員が辞職しようとするときは、様式第3号による辞職願を任命権者に提出しなければならない。この場合において、辞職願を提出する団員の階級が副分団長以下であるときは、分団長を経由しなければならない。

2 分団長は、前項の辞職願の提出を受けたときは、実情を調査し意見を付して団長に提出しなければならない。

(任免辞令)

第14条 任命権者が団員を任免するときは様式第4号の辞令を、団員を免職し、停職し、又は戒告するときは様式第5号の辞令を交付する。

(遵守事項)

第15条 団員は、消防業務を遂行する場合には、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身をていしてこれに当たる心構えを持つこと。

(2) 規律を厳守し、上司の指揮命令の下に上下一体事に当たること。

(3) 上下同僚間は、互に敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言動を慎むこと。

(4) 職務に関し金品の寄贈若しくは供応接待を受け、又は請求しないこと。

(5) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募集し、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。

(6) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用しないこと。

(7) 貸与品その他の備品は、大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、若しくは他人に貸与しないこと。

(8) 消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

(災害等への出動)

第16条 消防団は、災害等の現場に出動するとき、又は引き返すときは、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 出動は、別に定める出動計画に基づくほか、特に命ぜられた場合以外は原則として出動しないこと。

(2) 消防車が出動するときは、交通法規の定めに従い正当な交通を維持するため、サイレンを用いること。

(3) 後続車は、一列縦隊で安全な距離を保って走行し、みだりに先行車を追い越さないこと。

(4) 消防車には、団員及び消防職員以外は乗車させないこと。

(管轄区域外出動)

第17条 消防団は、消防長の許可を受けずに管轄区域外の水火災現場に出動してはならない。ただし、管轄区域を確認できない場合の出動については、この限りでない。

(消火及び水防活動)

第18条 消防団が水火災その他の災害現場に出動したときは、団長は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。

第19条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、各分団相互に連絡協調し、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命身体及び財産の保護に当たり、損害を最少限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第20条 火災現場に最先到着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り、責任を負わなければならない。

(指揮者の報告義務)

第21条 火災現場に到着した各車(隊)の指揮者は、上級指揮者の到着を待って速やかに火勢の状況、防御措置及び消火活動上必要と認めた事項を報告しなければならない。

(指揮者の遵守事項)

第22条 災害現場に出動した指揮者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 消防作業中は、適切な判断と敢然とした決意をもって団員の活動を指揮監督すること。

(2) 常に自己の指揮下にある団員を掌握し、状況の変化に即応した体制がとれるよう努めること。

(3) 所属団員の保護に十分な措置をとること。

(4) 残火鎮滅に当たっては、よく調査して再燃によって危険を及ぼすことのないように努めること。

(死体発見の場合の措置)

第23条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、指揮者は、消防長に報告するとと

もに、警察職員又は検死員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第24条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 直ちに消防長又は警察職員に通報すること。

(2) 現場保存に努めること。

(3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えること。

(教養訓練及び礼式)

第25条 団長は、団員の品位の養成及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。ただし、支援団員については、この限りでない。

2 団員の教養訓練及び礼式は、消防庁の定める基準による。

(表彰)

第26条 市長は、消防団又は団員がその任務の遂行に当たって功績特に抜群である場合又はその他必要のある場合、表彰することができる。

(表彰の区分)

第27条 前条の表彰区分は、次のとおりとする。

(1) 功績表彰

(2) 勤続表彰

(3) 感謝状

2 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

(功績表彰)

第28条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する団員又は分団、部に対し、市長が行う。

(1) 水火災時の人命救助に功績があったもの

(2) 水火災の予防、警戒、防御及び現場活動並びに火災の早期発見に功績があったもの

(勤続表彰)

第29条 勤続表彰は、10年以上勤続した者(支援団員を除く。)に対し、5年ごとに市長が行う。

(感謝状)

第30条 市長又は団長は、永年勤続して退職した団員又は分団若しくは、部の統廃合、定数の改廃等によって退職した団員に対し、感謝状を授与することができる。

(一般協力者等の感謝状)

第31条 市長は、次に掲げる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 次の事項について功労があると認められる者又は団体

ア 災害等の予防又は鎮圧

イ 消防施設の強化拡充

ウ 災害等の現場における人命救助又は警戒防御救助

(2) 前号に規定するもののほか、消防団の活動に対して特別の協力をしたと認められる者又は団体

(表彰の内申)

第32条 第26条の表彰は、団長又は分団長が内申する。ただし、これにより難いときは、消防長が行う。

(表彰期日)

第33条 表彰は、毎年1月に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

(退職団長の記念品贈呈)

第34条 団長として2年以上勤務した者が退職した場合は、別表第4に定める記念品を贈呈することができる。

(設備資材)

第35条 消防団に、次の設備資材を備えるものとする。

- (1) 消防団旗、分団旗、火災警報旗
- (2) 消防機械器具
- (3) 望楼及び警鐘台
- (4) 消防通信施設
- (5) その他消防上必要と認めるもの

第36条 消防団の設備資材は、消防長の管理の下に団長が保管する。

2 設備資材を損傷し、又は亡失したときは、団長は、その事由を消防長に届け出なければならない。

3 故意又は重大な過失によって、設備資材を損傷し、又は亡失した者に対しては、消防長は、賠償させることができる。

(文書簿冊)

第37条 消防団に、次の簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 設備資材台帳
- (4) 貸貸与品台帳
- (5) 区域全図
- (6) 諸令達つづり
- (7) 消防団関係つづり
- (8) 金銭出納簿
- (9) その他必要と認めるもの

(公印)

第37条の2 消防団の公印の名称、寸法、書体及び保管責任者は、次のとおりとする。

(省略)

2 前項に定めのない事項については、鹿沼市公印規則(昭和29年鹿沼市規則第1号)を準用する。

(服制)

第38条 団員の服制は、別表第3のとおりとする。ただし、支援団員にあつては、同表に定めるもののうち略帽、防火帽、防火衣、靴及び消防団員手帳のみとする。

(報酬の支給)

第39条 条例第12条第2項に規定する機関員報酬は、消防自動車1台につき2人の範囲内で支給する。

2 条例第12条に規定する報酬は、10月及び4月にそれぞれ年額の2分の1を支給する。ただし、任免によって在職期間が1年に満たないときは、月割計算による。

3 前項ただし書の場合において1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(費用弁償の支給)

第40条 条例第13条第1項に定める費用弁償は、次の区分により支給する。

(1) 出勤手当は、水火災防圧に際し出動した団員に支給する。

(2) 訓練、警戒及び夜警手当は、団長の指示により訓練、警戒及び夜警のため勤務した団員に支給する。

2 前項の費用弁償は、前条の報酬の支給日に支給する。

(委任)

第41条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (省略)

○鹿沼市消防団員被服貸与規則

(昭和44年11月1日規則第33号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市消防団員の被服貸与について必要な事項を定めるものとする。

(員数及び使用期間)

第2条 貸与品の員数及び使用期間は、別表のとおりとし、やむを得ない事情があるときは、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

(遵守事項)

第3条 貸与品は、常に適切な注意をもって保管し、公務以外に使用してはならない。

2 貸与品が盗難、遺失又は著しく損傷した場合は、速やかに所属長を経て、消防団長に届け出なければならない。

3 自己の怠慢又は不注意によって前項の事由を生じた場合は、弁償又はこれに相当する責任を負わなければならない。

(使用期間の計算)

第4条 貸与品の使用期間は、貸与の月を基点として月を単位にこれを計算する。ただし、着用しない期間を除くものとする。

(返納)

第5条 消防団員が退職するときは、使用期間未満の貸与品は、直ちに所属長に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事由により現品を返納することができないときは、その代償をもって弁償することができる。

(使用期間満了後の処分)

第6条 使用期間満了の被服は、貸与者にこれを付与する。ただし、帽章、階級章及びボタンは、返納しなければならない。

附 則 (省略)

鹿沼市消防団の歌

一

かがやく嶺に 陽をうけて  
そびえる男体 北に見る  
わが故郷は みどりの街よ  
豊かな自然 守るはわれら  
あゝ 鹿沼市消防団

二

幾多の苦難 乗りこえて  
尊い使命を 果たしつつ  
人の和結ぶ いこいの街よ  
栄ある文化 守るはわれら  
あゝ 鹿沼市消防団

三

さち多かれと とこしえに  
固い決意を 胸に秘め  
築くみんなの 住みよい街よ  
かがやく歴史 守るはわれら  
あゝ 鹿沼市消防団

鹿沼市消防団員のしおり

平成30年4月

編集発行：鹿沼市消防本部 地域消防課 地域消防係  
〒322-0045 栃木県鹿沼市上殿町520-1  
電話 0289-63-1156